



「波濤日本海」

TAINS だより新年号をお届けします。

新年あけましておめでとうございます。日頃よりTAINS をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨年は、広報部体制が新しくなり、TAINS の魅力や活用価値をより分かりやすくお伝えする取組を進めてまいりました。本年は、新規登録税理士向け 6 か月無料施策を継続するとともに、新たな広報施策にも挑戦してまいります。TAINS が税理士業務に役立つ情報ツールとなるよう、引き続き取り組んでまいりますので、本年もご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

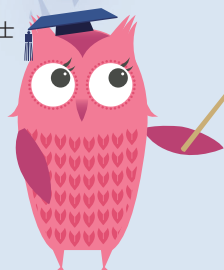
一般社団法人 日税連税法データベース  
 高栖 啓敬

## Contents / 目次

2026新年号  
 VOL32 No.245

- 会長年頭挨拶 \_\_\_\_\_ 2
- 第51回公開研究討論会の出展報告 \_\_\_\_\_ 3
- 特別寄稿 税金エッセイ \_\_\_\_\_ 4  
 さらにすごいことになってきたAI  
 相続税の審理上の留意点を解剖しよう!  
 TAINS編集長  
 (青山学院大学名誉教授) 三木 義一
- メールニュース (2025年10月~2025年12月収録) \_\_\_\_\_ 14
- DB収録情報、会員数 \_\_\_\_\_ 20

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君  
 (消費税担当)



もろ君  
 (諸税担当)



ちーちゃん  
 (地方税担当)



あいちゃん  
 (相続税担当)



ほう君  
 (法人税担当)



ところ君  
 (所得税担当)

## ご挨拶

一般社団法人日税連税法データベース  
会長 北島 則行



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃よりTAINSをご利用いただき、当社団の運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年を振り返りますと、おかげさまで多くの先生方にTAINSの価値を認めていただけた実りある一年となりました。また、技術革新への対応として「AI導入検討特別委員会」を設置し、青山学院大学との第二次共同研究を開始いたしました。具体的には、概要編集の省力化や自然言語検索における生成AIの活用について検証を進めております。もちろん、TAINSの根幹であるコンテンツにつきましても、例年どおり着実に判決や裁決等の情報の拡充に努め、皆様の実務を支える情報基盤として、質量ともに信頼性を高めてまいりました。

本年は、既存の税理士へのPRをさらに強化し、会員増強を実現するために、各地の税理士会に設置している従たる事務所のさらなる活性化を図ってまいります。社団では研修会などを通じて情報発信を行っておりますが、今年は各地の支部例会等に従たる事務所の所長や所員が直接出向き、対話を通じてTAINSの利便性や有用性をご説明する機会を増やします。あわせて、各地の税理士協同組合との連携も模索し、まだTAINSをご利用でない先生方が、私どものサービスに触れる「第一歩」を積極的に作り出している所存です。また、技術面においては、TAINSへの生成AI導入に向けた明確な道筋をつける一年といたします。編集業務の省力化による迅速な情報提供や自然言語処理による直感的な検索機能の実現など、TAINSへの実装に向けた検討を加速させてまいります。

さて、今年の干支は「午」でございます。古来より馬は、人を乗せて目的地まで力強く駆け抜けることから、物事が「うま」くいく、あるいは飛躍や立身出世の象徴とされています。私どもも駿馬のように、会員の皆様の業務効率化に向けて、役員、委員、編集員、職員が一丸となって力強く邁進する所存です。本年もTAINSのさらなる進化にご期待いただくとともに、昨年同様、温かいご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## 第51回日税連公開研究討論会に TAINS紹介コーナーを設置

令和7年10月10日、日本税理士会連合会と東京地方税理士会・千葉県税理士会及び関東信越税理士会の共催によりパシフィコ横浜ノースにて開催された第51回日税連公開研究討論会（以下、「公開研」）にTAINSの展示コーナーを設置し、多くの方にお立ち寄りいただきました。

展示コーナーでは、まだTAINSの利用経験がない来場者に、コンテンツの品質の高さやデータベース検索システム以外にも幅広いコンテンツがあることを体感いただきました。一方、すでにTAINSを活用いただいている来場者からは、コンテンツやサービスに対する貴重な意見を頂戴するなど大変有意義な機会となりました。

今後も、日税連や税理士会、税務関連出版社と協力し、皆様に直接TAINSを紹介できる機会を積極的に展開するとともに、品質の向上に取り組んでまいります。



(広報部長 高栖啓敬)

## 税金エッセイ さらにすごいことになってきたAI 相続税の審理上の留意点を解剖しよう！

TAINS編集長

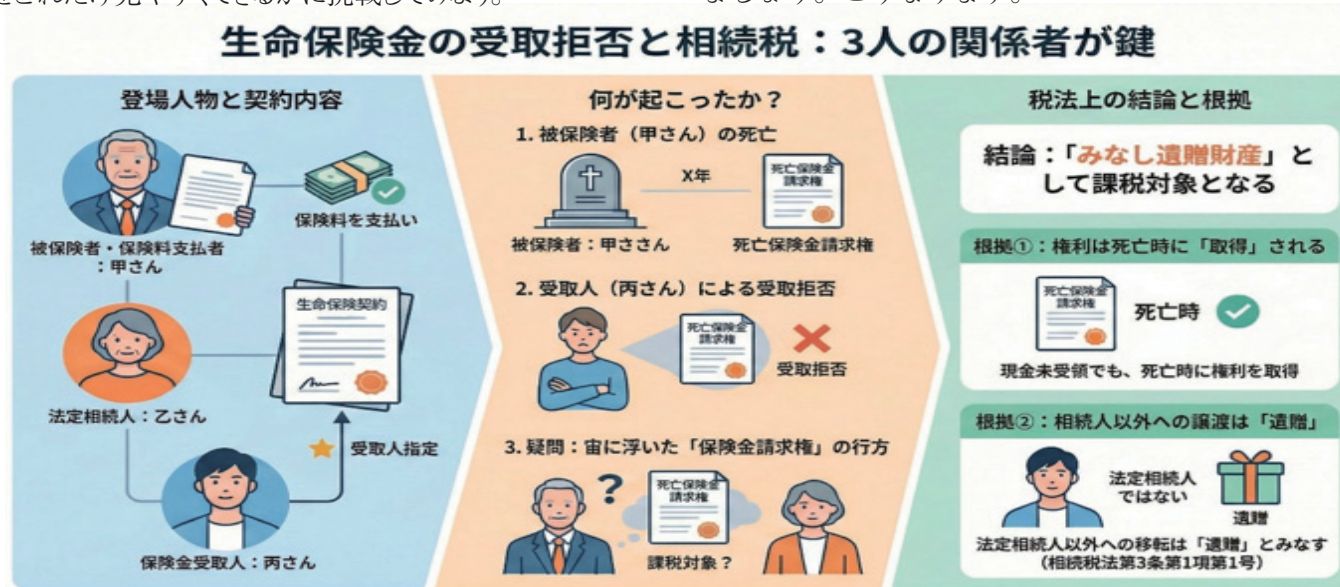
青山学院大学名誉教授 三木 義一

令和7年後半のAIの発達はすさまじいものであった。指数関数的に上昇するはずなので、この記事を読者が読んでいる頃は、さらに進んで、誤りなく確定申告できる仕組みがさらに進んでいると思われる。本稿では、現時点のGeminiをベースに、NotebookLMを使い、25年6月に出されてTAINSに収録してある（相続事例707726）「東京国税局 資産税課税情報 資産税質疑応答事例集」のうち、従来の取り扱いを変えたのではないかと疑問視されている内容が含まれている「相続税の審理上の留意点」7問をどれだけ見やすくてできるかに挑戦してみよう。

### （1）保険受け取り拒否とみなし遺贈の課税

生命保険の受取人が死亡保険金の受け取りを拒否した場合の課税上の取り扱いはどうなるのでしょうか。この質疑応答事例では、被相続人（甲）が結んだ生命保険契約において、法定相続人ではない子（丙）が受取人として指定されていましたが、丙が保険金の受け取りを拒否したことでなっています。

あなたはどのように思われるでしょうか？この事例集ではその回答を文字でいろいろ書いてあるのですが、「インフォグラフィック」機能を使って図にしてみましょう。こうなります。



拒否しても課税するようですね。そうである以上、受け取っておいた方がよさそうだとアドバイスしておいた方がよさそうですね。受け取れるにもかかわらず、拒否をするというのはよほどの事情がある場合だろうと思いますが、課税上の効果を聞いて皆さん受け取るんじゃないでしょうか。

### （2）相続人がおらず、土地共有者と、特別縁故者が出てきたケース。

この事案は次のような設定となっている。

被相続人甲はX1年8月1日に死亡したところ、

その相続財産は、乙と共有するA土地の持分2分の1及び甲が単独で所有するB土地であった。また、甲に係る相続人は不存在であったところ、特別縁故者丙により家庭裁判所に財産分与の請求がされた。そして、甲の相続財産のうち、A土地は民法第255条《持分の放棄及び共有者の死亡》の規定により同土地の共有者であった乙が取得し、B土地は上記財産分与の請求に対する決定がX2年5月1日に確定したことにより丙が取得した。この場合において、A土地及びB土地それぞれの評価時点はいつとなるか。

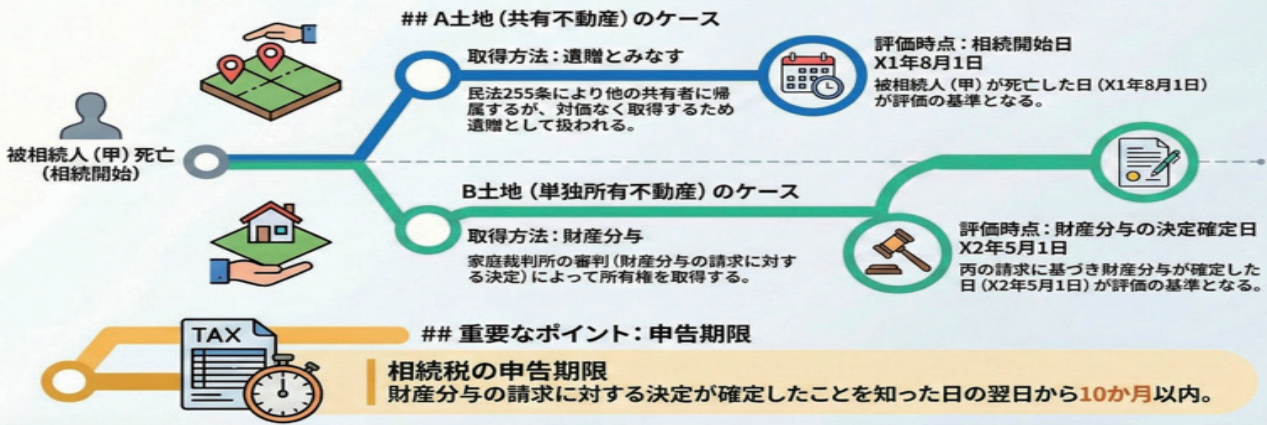
民法 255 条は共有者が亡くなり、相続人がいないときは、その持ち分はもう一人の共有者のものになってしまう規定ですね。共有者と特別縁故者の問題は

いろいろ厄介なものが出てくるのですが、この事案では、うまく配分できたことになり、問題はそれぞれの評価基準日をどうするか、ということですね。

## 特別縁故者の相続財産、評価時点はいつ？ケーススタディで学ぶ課税タイミング

### ## Context Summary

相続人不存在の被相続人（甲）が死亡し、特別縁故者（丙）が家庭裁判所への請求を経て財産を取得するケース。取得財産が「共有持分（A土地）」と「単独所有（B土地）」の場合で、評価時点がどう変わるかを見ていきます。



共有者の方は通常の場合同様、死亡時、これに対して、特別縁故者の場合は財産分与確定日とされています。理論的に見てもそうかな～、と感じる回答です。

### (3) 外貨建て生命保険に係る死亡保険金が円に換算された上で支払われた場合の課税関係

事例は以下のような内容である。

甲は生前、A生命保険株式会社との間で、契約者及び被保険者を甲、死亡保険金の受取人を乙とする外貨建て生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結していたところ、本件保険契約には、死亡保険金の支払は、乙からの死亡保険金請求書面（以下「本件請求書面」という。）がA生命保険株式会社に到着した日における為替レートに

より外貨を円に換算し、円により支払を行うという特約（以下「本件特約」という。）が付されていた。

甲の死亡により本件保険契約に係る死亡保険金（以下「本件保険金」という。）が乙に支払われた場合、甲に係る相続税の申告における本件保険金の評価額は①甲の死亡の日における為替レートにより計算した価額、②乙が実際に受け取った価額（本件請求書面がA生命保険株式会社に到着した日における為替レートにより計算した価額）のいずれになるか。

確かに、被相続人の死亡日か、それとも実際の取得日のレートなのかによってかなりかわりうる。死亡日だとした場合に、実際の取得額が増えた場合の処理と減った場合の問題がでてくるが、回答を図示すると次のようになる。

## 外貨建生命保険の相続税評価：いつの為替レートを使う？

問題提起：評価額はいつのレートで決まる？

**外貨建ての死亡保険金を円貨で受け取るケース**  
被相続人（甲）が死亡し、相続人（乙）が保険金を受け取る。

**選択肢 A:**  
被相続人（甲）の死亡日の為替レート

**2つの時点、どちらのレートで評価する？**  
評価額の計算基準について疑問が生じる。

**選択肢 B:**  
請求者が保険会社に到着した日の為替レート

**結論：相続税法上の正しい評価方法**

**正解は「被相続人の死亡日」の為替レート**  
相続税法上、この日のレートで計算した価額が評価額となる。

**視拠：財産は取得の時「取得の時」の時価で評価**  
生命保険金は、被相続人の死亡によって取得したと見なされるため。

**注意点：為替レートの変動による差額は「雑所得」**  
死亡日から請求書到着日までの為替差損益は、別途課税対象となる。

被相続人の死亡日だとしている。そうすると、取得時の価額が上がっていた場合は、雑所得になる半面、取得時に減額されていた場合は、相続後の変化に過ぎないので、評価の対象に入れないという発想のようである。生命保険金は被相続人の死亡日には権利が確定しているというのであろう。

#### (4) 被相続人に係る本税、加算税及び延滞税は相続税の債務として控除することができるか

これは当然できると思いたいが、説例は以下のようなものである。

被相続人甲は、X6年5月6日に相続が開始した。被相続人甲の相続人乙は、被相続人甲の所得税及び復興特別所得税について築地税務署の調査を受け、下記のとおり被相続人甲の所得税及び復興特別所得

税に係る期限後申告及び修正申告を行うとともに、所得税、加算税及び延滞税の納付を行った。

- 1 X6年分の準確定申告書（期限後）に係る所得税、無申告加算税、延滞税
- 2 X5年分の修正申告書に係る所得税、過少申告加算税、延滞税

この場合、被相続人甲の相続税の計算に当たり、上記期限後申告及び修正申告に係る所得税、加算税及び延滞税は債務控除の対象とすることができるか。

これは、要するに被相続人の責任で生じたものか、相続人の責任で生じたものかを基準に分けているようであり、振り分けになる。

### 被相続人の税金、相続財産から控除できる？できない？



#### (5) 猶予期限から5年を経過した特例適用事案について確定処理を行うことの可否

被相続人甲は、X1年（X1年は平成17年以降とする。）6月に死亡し、甲の相続人乙は相続により農地を取得した。

乙は甲の相続に係る相続税の申告に当たり、相続により取得した農地を特例農地として、納税猶予の特例を適用していた（なお、乙は、被相続人甲に係る相続税の申告書の提出期限（X2年4月）の翌日から3年を経過するごとの日（X5年4月、X8年4月、X11年4月）までに当該農地に係る継続届出書を提出している。）。

X3年6月25日、乙は、農地法の許可又は届出を行わずに（いわゆるヤミ転用）、特例農地の全部にアパートを建築したが、農業委員会及び所轄税務署には何ら届出等の手続を行わなかった。

X12年6月、所轄税務署は乙の相続した特例農

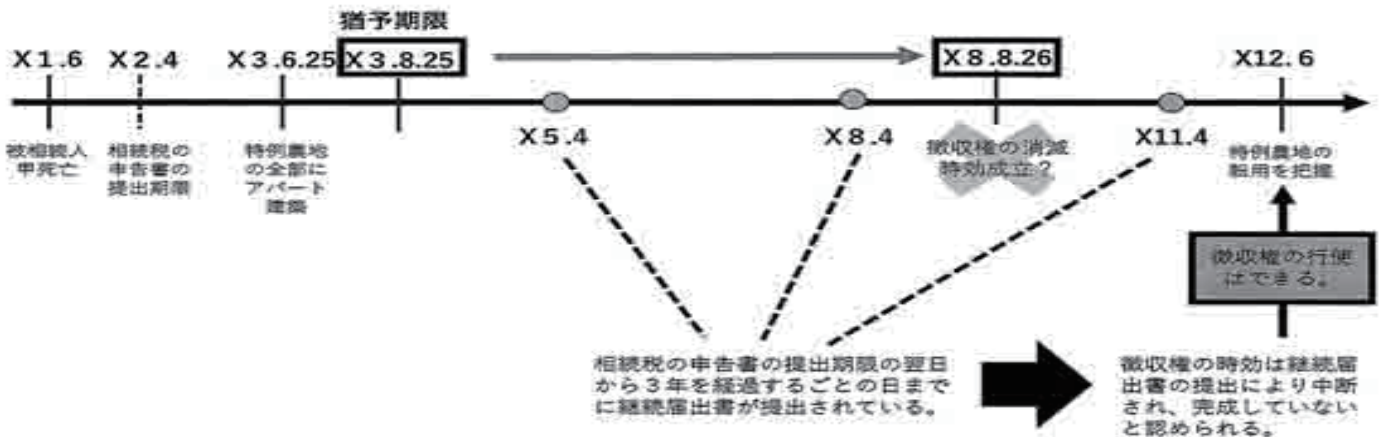
地が転用されている（アパートの敷地となっている）ことを把握したが、この場合、所轄税務署は、猶予されている乙の相続税について確定処理を行い、徴収権を行使することができるか。

これはなかなかの難問のように思われる。相続税の納税猶予の特例の適用を受けている事案について、特例農地等の転用等の事実があった場合には、原則として転用等があった日の翌日から2月を経過する日に猶予されていた相続税の全部又は一部が確定する（措法70の6⑦）が、猶予期限の確定は、転用等の事実の発生など一定の要件に該当すれば、その事実の発生のみをもって当然に法律上の効果が発生すると解されており、課税庁における特別の手続を要しない。

相続税の納税猶予の特例の適用を受けている事案について、特例農地等の転用等の事実があった場合

には、原則として転用等があった日の翌日から2月を経過する日に猶予されていた相続税の全部又は一部が確定する（措法70の6⑦）が、猶予期限の確定は、転用等の事実の発生など一定の要件に該当すれば、そ

の事実の発生のみをもって当然に法律上の効果が発生すると解されており、課税庁における特別手続を要しないので、徴収権の時効は、上記1の猶予期限の翌日（X3年8月26日）から進行していくからである。



質疑応答集では上のような図を書いて、本来8年で時効になるが、この事例では届出書が「債務の承認」の役割を果たし、時効が16年まで伸びていることを

説明している。これを NotebookLM に描かせると次のようになった。

### なぜ徴収できた？農地相続の納税猶予と「時効の中断」の仕組み



X5年、X8年、X11年の届出書の役割が明確に示されており、この方が理解しやすくないだろうか？

### （6）教育資金贈与の特例を受けた年中に贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係について

設問は以下の通りである。

甲（20歳、X1年の合計所得金額800万円）は、措法70条の2の2《直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税》第1項に規定する特例（以下「教育資金贈与の特例」という。）を適用するため、X2年5月、甲の父である乙（以下「乙」という。）から書面による贈与により取得した現金1,500万円を教育資金管理契約に基づきA銀行へ預け入れるとともに、教育資金非課税申告書を提出し

ていたところ、同年10月、乙の相続が開始した。この場合、乙に係る相続税の課税関係はどのようなになるか。なお、X1年は令和5年以降である。

この回答を NotebookLM のインフォグラフィックで描かせてみたが、受贈者と贈与者を混同してきた。なぜそのようなミスが生じるのかを考えてみると、設問が若い学生を甲とし、贈与者である方を乙という表現をしていることが原因であると思われる。そこで、その点を間違えるなど注記したうえで、再度作らせたのが、次の図説である。

## 教育資金贈与の特例：贈与者死亡後の相続税はどうなる？

### 原則：相続税の対象外となるケース

贈与者（乙）の死亡時、教育資金の残額は原則として相続税の対象外

相続税の対象外となる3つの条件  
(死亡時点で受贈者 甲が…)



- ① 23歳未満であること
- ② 学校等に在学中であること
- ③ 教育訓練を受けていること

受贈者（甲）が以下のいずれかの条件を満たしていれば、残額は相続財産に加算されません。

### 重要例外：相続財産が「5億円」を超える場合

贈与者（乙）の相続財産総額が5億円を超えると、原則ルールは適用されない



これは令和5年度税制改正で導入された重要なポイントです。

#### 5億円を境に課税判断が分かれる

贈与者（乙）の最終的な相続財産が5億円以下の場合



相続財産に加算されない  
(非課税)

贈与者（乙）の最終的な相続財産が5億円超の場合



相続財産に加算される  
(課税対象)

最終的な相続財産の価額によって、教育資金の残額は相続財産に加算するかが決まります。

かなり正確にわかりやすく図示されているように思われるが、どうだろう。

### (7) 同族法人に貸し付けている土地の評価について

実務に激震を与えているのがこの7番目の質疑応答集である。まず、設問から見ておこう。

被相続人甲は、主宰する同族法人が所有するビルの敷地の用に供するために、当該同族法人に対して土地（以下「本件土地」という。）を貸し付け

ているが、被相続人甲に相続が発生した場合、本件土地はどのように評価すればよいか。

実務的に多い事例である。だが、この回答には従来とは異なるものが織り込まれていたのである。

## 同族会社に貸した土地の相続税評価早わかりガイド

被相続人が所有し、自身の同族会社が使用していた土地（本件土地）を相続した場合、その土地の相続税評価は「無償返還の届出書」の有無と「利用形態」によって変わります。このインフォグラフィックは、その評価方法を判定する流れを示します。

### 要因①：「無償返還の届出書」を提出しているか？



要因①：「無償返還の届出書」を提出しているか？  
税務署への届出書の有無が、評価方法の大きな分かれ目となります。



要因②：利用形態は「使用貸借」か「賃貸借」か？  
無償で貸す「使用貸借」か、地代を受け取る「賃貸借」かによって評価が異なります。

= 提出あり = 使用貸借



評価方法：  
自用地主評価  
(注1)

= 提出あり = 賃貸借



評価方法：  
自用地の80%  
で評価  
(注1)

= 提出なし = 使用貸借



評価方法：  
自用地主評価  
(注2)



評価方法：  
貸宅地主評価  
(注3)

### 注記の解説



注1：届出がある場合  
届出書が提出されれば、貸宅地ではなく自用地としての評価が基本となります。



注2：実質で判断  
届出がなくても、契約書等で無償返還が明らかなら自用地主評価となります。



注3：貸宅地主評価  
自用地主評価額から借地権の価額を控除して評価します。

おわかりだろうか？従来は「無償返還の届出書」がない場合には貸宅地評価だったはずなのに、ここでは自用地として評価するとある。注 2 を見てみると、(大阪高裁平成 18 年 1 月 24 日判決) が引用され「契約終了時に無償で土地を返還することが契約書等から明らかであって、純然たる使用貸借の実質を有する契約について、形式的に無償返還届出がされていないことのみを理由として、税務上借地権の負担があるものとして取り扱うことは相当ではないとする判示内容に鑑みれば、自用地評価相当」とある。

本当にそうなのか、TAINS を手がかりに調べてみよう。

地裁判決は Z255-10101 として、高裁判決は Z256-10277 として収録されているが、借主は学校法人であり「納税者らが理事長を務める学校法人に対する土地使用貸借契約は、親族間の人的関係に基づいて締結されたものであって、使用目的も一定の公益目的に限定され、使用期間も貸主の必要性に左右されること等に照らすと、契約終了時に無償で土地を返還することが明らかなものであること、並びに同通達 13-1-5 (通常権利金を授受しない土地の使用) 所定の「その土地の使用が通常権利金の授受を伴わないもの」に当たるから、同契約は使用貸借契約として取扱うのが相当である」とされた事例である。この判決が根拠なら、平成 19 年頃から取り扱いの変更などが騒がれたはずなのだが、そうしたことがないのに、なぜ急に今変えるか、という疑問が残る。

実務界がこの案件について批判している点を Gemini に整理させてみると、以下の 3 点になるようだ。

### i 大阪高裁平成 18 年判決の「誤った一般化・流用」への批判

最も大きな批判は、国税当局が根拠としている「大阪高裁平成 18 年 1 月 24 日判決」の射程(適用範囲)を不当に広げているという点です。

- 事案の性質の違い：当該判決は公益法人に対する使用貸借が争点となった特殊な事例です。公益法人に対しては、通常同族間で行われるような「権利金の認定課税」や「益金の認定」といった課税関係が生じにくいという背景がありました。
- 判決の文脈：裁判所は、形式的に届出がないことだけを理由に借地権を認める(評価を下げる)ことは、租税回避等の観点から適当ではないと判断しました。
- 批判：これを一般的な同族法人(認定課税の対象となる通常の営利法人)のケースにまで

拡大解釈し、一律に「自用地評価」とするのは論理の飛躍であり、判例の本来の趣旨を逸脱しているという指摘です。

### ii. 「使用貸借 = 自用地」という短絡的な理論への批判

従来の税務実務の前提を覆す解釈変更に対する理論的欠陥も指摘されています。

- 借地権の実質の無視：民法上の使用貸借であっても、建物所有を目的として土地を貸している以上、土地所有者には利用上の制約(負担)が発生しています。これまでは「無償返還の届出がない」場合は、税務上の借地権認定(または貸宅地評価)を行う余地があると考えられてきました。
- ご都合主義的な解釈：「認定課税ができない公益法人のケース」で課税するために編み出された理屈(自用地評価論)を、通常同族会社にも適用するのは、単に\*\*「相続税評価額を高く維持したい(課税強化したい)」という国税側の都合\*\*であり、法解釈としての整合性を欠いているという批判です。

### iii. 税務行政の手続きと法的安定性への批判

法律や通達の改正ではなく、内部資料や研修資料レベルで実質的な取り扱い変更を行っている点への強い反発です。

- 租税法律主義への懸念：「研修資料」という形式で、現場の調査官に対し「自用地評価で行け」という指示が出ていることとなります。これにより、納税者が依拠してきた過去の実務慣行が突然否定されることになり、法的安定性を著しく損なうと批判されています。
- 実務上のリスク増大：ご指摘の通り、調査官がこの資料を錦の御旗として課税処分を行う可能性が高いため、実務家としてはリスク回避のために「使用貸借を避けて賃貸借契約を結ぶ」等の対応を余儀なくされます。これは、本来自由であるはずの経済活動の選択を、歪んだ行政解釈によって狭めるものだという意見です。

ようするに、「特殊な事例(公益法人)に対する判決を、課税強化のために一般的な同族法人へ無理やり適用しようとする国税当局の『ご都合主義』であり、租税法律主義や法的安定性を脅かす暴挙である」と言えそうです。ですから、安易に課税当局の判断に従わずに、具体的事実関係等を説明して見る必要がありますが、税務署の調査官はこれで課税すること間違いなしとの指摘もありますので、至急対策を取っておいてください。

## おわりに 税理士と AI

最後に税理士と AI の未来像を Gemini に語らせてみよう。令和 8 年 1 月 2 日現在、Gemini が示した意見のうち「ビジネスモデルの改革」の部分を紹介してみたい。

「ビジネスモデルの転換：過去会計から未来会計へ」「決算書を作って終わり」という従来のモデルからの脱却が強く叫ばれています。

- **MAS (マネジメント・アドバイザー・サービス) の重要性:** 過去の数字 (試算表・決算書) を報告するだけでなく、「未来の数字 (資金繰り予測、経営計画、予実管理)」を支援するコンサルティング業務へのシフトです。
- 「伴走型」支援: 税務の専門家という立ち位置に加え、中小企業の CFO (最高財務責任者) 的な役割が求められています。経営者の孤独に寄り添い、コーチング的なアプローチで意思決

定を支援するスキルが重要視されています。

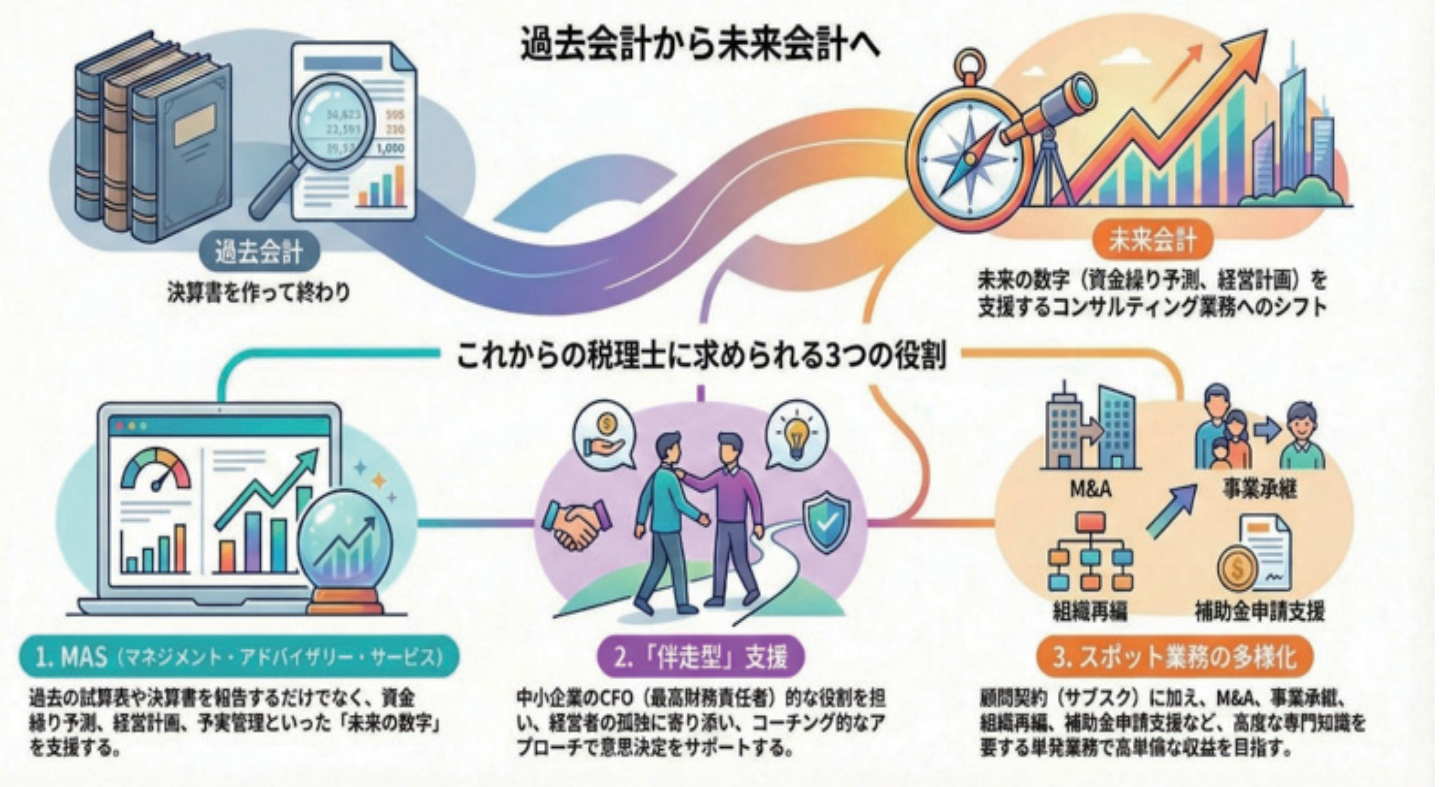
- **スポット業務の多様化:** 顧問契約 (サブスクリプション) だけでなく、M&A、事業承継、組織再編、補助金申請支援など、高度な専門知識を要する単発 (スポット) 業務で高単価を得るモデルも注目されています。

議論を総括すると、「独占業務 (税務申告) にあぐらをかいていた層は淘汰されるが、経営者のパートナーになれる層には大きなチャンスがある」というのが現在の共通認識です。

AI は「正解のある問い (計算や税額算出)」には強いですが、「正解のない問い (経営者の悩み、感情、複雑な意思決定)」にはまだ対応できません。そのため、ヒューマンスキル (感情的知性や対話力) こそが、未来の税理士の最強の武器になると言われています。

これを図示すると次のようになります。どうです。皆さんは AI を駆使して依頼者を護れますか？

## 未来を創る税理士へ：過去会計から未来会計へのシフト



## TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※ 利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel などが必要になります。



各種申請書  
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）  
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）  
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）  
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等） ■税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法
- 市区町村・市区町村税 ■警察署 道路交通法等 ■国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー  
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



電子帳簿保存法

- ・電子帳簿保存法



インボイス制度

- ・インボイス制度



契約書

- ・売買契約
- ・保証契約
- ・販売代理店
- ・賃貸借契約
- ・担保権設定契約
- ・販売特約店
- ・使用貸借契約
- ・弁済関連契約
- ・フランチャイズ
- ・請負契約
- ・債権譲渡契約
- ・投資①（事業譲渡・株式譲渡・株主間契約）
- ・委任契約
- ・債務引受契約
- ・投資②（合併・会社分割等）
- ・寄託契約
- ・知的財産権関連契約
- ・その他
- ・金銭消費貸借契約
- ・継続的契約



事務所運営ツール

- ・事務所レポート
- ・パンフレットひな型



内容証明

- ・不動産売買・金融取引
- ・土地の賃貸借・建物の賃貸
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



ハラスメント  
規定例・書式

- ・規定例 ・研修資料・相談担当者
- ・ヒアリングシート ・記入シート
- ・報告書



事例別検索

- ・会社に関わる手続
- ・社員に関わる手続



ビデオライブラリ

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間ですでできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く 採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高齢者雇用安定法
- ・老齢厚生年金の繰上げ相談基礎講座
- ・人事考課の4つの方法と評価者が守るべき留意点



ビジネスサポート  
web セミナー

- ・2017年改正個人情報保護法の注意点
- ・最高裁判決からみるメンタルヘルス



# 判例を読み解くTAINS講座

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記のとおり新シリーズ「判例を読み解くTAINS講座」を掲載いたしました。

ログイン後、右上部の「研修サイト」をクリックするとサイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。

また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

本シリーズはいずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

**TAINS** 研修

**TAINS MOVIE**  
(30分研修動画)

1~20

2022年4月～2023年12月

1	売主は非居住者か否か 不動産売買と源泉徴収義務	2022年4月公開 講師：税理士 菅野真美 (東京税理士会)
2	税理士による調査拒否が注意義務違反に ～損害賠償金額は3億円超～	2022年5月公開 講師：税理士 梅野智子 (南九州税理士会)
3	節税目的で取得した不動産に総則6項を適用 ～適用が認められる「特別の事情」とは～	2022年7月公開 講師：税理士 額田朋子 (近畿税理士会)
4	土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価 ～合意解除は相続税に影響するのか～	2022年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫 (近畿税理士会)
5	ユニバーサルミュージック事件 ～同族会社の行為計算の否認規定～	2022年9月公開 講師：税理士 黒住茂雄 (中国税理士会)
6	株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場株式の評価 ～貸付金債務は負債計上すべきか～	2022年10月公開 講師：税理士 兼平浩美 (東北税理士会)
7	【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益の分割方法の適否 ～日本ガイシ事件～	2022年11月公開 講師：税理士 筏井陽子 (北陸税理士会)
8	土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得 (駐車場収入) の帰属 ～使用貸借が節税策として利用された事案～	2022年12月公開 講師：税理士 木村紀代 (北陸税理士会)
9	上場株式等の譲渡損失の損益通算・繰越控除と確定申告	2023年1月公開 講師：税理士 菅野真美 (東京税理士会)
10	不動産所得の必要経費 同族会社へ支払った業務委託料	2023年2月公開 講師：税理士 黒住茂雄 (中国税理士会)
11	ポイント交換に伴って受けた金員が消費税の不課税とされた事例 ～消費税法上の「対価」の該当性～	2023年3月公開 講師：税理士 梅野智子 (南九州税理士会)
12	土壤汚染地の評価について	2023年4月公開 講師：税理士 毛利修平 (四国税理士会)
13	建具等の減価償却資産の区分 ～ユニットバスは建物か、器具備品か～	2023年5月公開 講師：税理士 鈴木涼介 (東京税理士会)
14	「1人飲み」交際費計上と重加算税 ～事実の仮装隠ぺいと認定された事案～	2023年6月公開 講師：税理士 上西由香 (近畿税理士会)
15	興銀事件から考える ～貸倒損失の認定において社会通念基準は有効か?～	2023年7月公開 講師：税理士 渡邊信子 (関東信越税理士会)
16	代理人の顕名がない贈与契約書の有効性 ～生命保険契約の保険料を誰が負担したのか～	2023年8月公開 講師：税理士 与北奈須夫 (近畿税理士会)
17	役員給与の不当に高額な部分の金額 ～実質基準が争点となった事例～	2023年9月公開 講師：税理士 兼平浩美 (東北税理士会)
18	給与所得を有する医師の洋画制作販売から生じた損失 ～「事業」の該当性が争点となった事例～	2023年10月公開 講師：税理士 筏井陽子 (北陸税理士会)
19	【小規模宅地等の特例】成年後見人が事業の用に供していた土地は特定事業用宅地等に該当するか?～生計一要件の該当性～	2023年11月公開 講師：税理士 木村紀代 (北陸税理士会)
20	3棟の貸家が存する敷地の評価 ～評価単位と共用施設の取扱い～	2023年12月公開 講師：税理士 永井智子 (千葉県税理士会)



# 判例を読み解くTAINS 講座

TAINS 研修

TAINS MOVIE  
(30分研修動画)

21~45

2024年1月～2026年1月

21	みなし譲渡課税 ～取引相場のない株式の時価～	2024年1月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
22	宗教法人の営むペット葬祭業は収益事業か ～公益法人等の収益事業該当性～	2024年2月公開 講師：税理士 堀尾博樹（名古屋税理士会）
23	工場で製造に使用されている冷蔵庫等の資産区分 ～パン工場の冷蔵庫は器具備品か～	2024年3月公開 講師：税理士 望月重樹（東海税理士会）
24	建築士等の無資格者に支払った報酬の源泉徴収義務	2024年4月公開 講師：税理士 黒住茂雄（中国税理士会）
25	事前確定届出給与の要件 ～過去の職務執行の対価か～ 更正処分をすべて取り消した裁決	2024年5月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
26	固定資産税の戦い方と課題（建物編）	2024年6月公開 講師：弁護士 三木義一
27	相続税における債務免除控除と所得税における債務免除益課税	2024年7月公開 講師：弁護士 三木義一
28	土地建物一括譲渡の場合の対価の区分 ～売買契約書における区分は「合理的」といえるか～	2024年8月公開 講師：税理士 上西由香（近畿税理士会）
29	少額減価償却資産の取得価額の損金算入（一時償却）の可否 ～判定単位と金額基準～	2024年9月公開 講師：税理士 柳沢 徹（東京税理士会）
30	交際費と福利厚生費 ～専ら従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」～	2024年10月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
31	最高裁令和4年判決後、非上場株式について 総則6項の適用を判断した事例	2024年11月公開 講師：税理士 兼平浩美（東北税理士会）
32	消費税の役務提供の内外判定 ～ツアー客向け商品販売を行う輸出物品販売場（免税店）が受ける役務の提供～	2024年12月公開 講師：税理士 平井義一（東京税理士会）
33	青色事業専従者給与の適正額とは？ ～内科医の配偶者が看護師である事例～	2025年1月公開 講師：税理士 木村紀代（北陸税理士会）
34	就労継続支援B型の工賃について、仕入税額控除の可否が初めて争われた事案 ～消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる」（対価性）があるか否か～	2025年2月公開 講師：税理士 渡邊信子（関東信越税理士会）
35	相続財産となる不当利得返還請求権 ～被相続人の口座からの多額の現金出金～	2025年3月公開 講師：税理士 草間典子（東京税理士会）
36	太陽光発電システムを事業の用に供した日 ～用途に応じた個別の事実関係で判断～	2025年4月公開 講師：税理士 佐藤善恵（近畿税理士会）
37	固定資産税（複合施設の評価）～複合構造家屋の経年減点補正率は「低層階方式」か「床面積方式」かが争われた事例～	2025年5月公開 講師：弁護士 三木義一
38	ふるさと納税と返礼品課税 ～返礼品に係る経済的利益の価額とは（事業者調達価格）～	2025年6月公開 講師：弁護士 三木義一
39	相続税評価額による譲渡と相続税法第7条の適用 ～相続税法第7条における時価の意義と「著しく低い価額」の判定基準～	2025年7月公開 講師：税理士 猪飼祐一郎（南九州税理士会）
40	バカラにおける収入すべき金額や所得とは ～VIP向けプログラムとの関係性も交えて～	2025年8月公開 講師：税理士 浅井一宏（近畿税理士会）
41	社会保険労務士の相談業務に係る損失 ～事業所得か雑所得か～	2025年9月公開 講師：税理士 土師秀作（近畿税理士会）
NEW 42	簡易課税制度における事業区分 ～第4種事業か第5種事業か～	2025年10月公開 講師：税理士 中尾円香（近畿税理士会）
NEW 43	同族会社の行為計算否認／低利貸付け ～同族会社への低利率による金員の貸付け～	2025年11月公開 講師：税理士 西田和生（近畿税理士会）
NEW 44	顧問税理士の善管注意義務違反と賠償額制限条項の適用 ～顧問税理士に消費税等の有利選択等の誤りについて善管注意義務違反が認められるが、その損害額の一部について顧問契約の賠償額制限条項が適用されるとされた事例～	2025年12月公開 講師：税理士 相高佑介（北海道税理士会）
NEW 45	家事関連費の必要経費算入 ～自宅で業務を行っている場合の必要経費算入額～	2026年1月公開 講師：税理士 小林秀男（東京税理士会）

**TAINSメールニュース No.741 2025.10.02**

**益金の額にならず／太陽光発電事業の和解交渉中に振り込まれた金員**

(令07-05-28 福岡地裁判決 認容 Z888-2753)

原告は、税務調査の指摘を受けて、補助参加人との間に和解契約が成立し、補助参加人から本件和解契約に基づいて振込送金された金員を益金の額として算入する旨の修正申告をしました。ところが、原告は、その後、原告と補助参加人との間で本件和解契約の成立に争いがあり、これが成立していないことを理由に、本件振込金に対応する益金の額を減額して計算して、法人税等について、更正の請求をしたところ、博多税務署長から、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を受けたため、その取消しを求める事案です。

裁判所は、以下のとおり、原告の請求を認めました。

本件和解契約書には、補助参加人の連帯保証人の押印がないから、少なくとも補助参加人が、原告に対し、本件和

解契約書の内容を明示又は黙示に承諾する意思表示をしたと推認する余地はなく、原告と補助参加人らとの間で本件和解契約が成立したとは認められない。

本件振込送金は、補助参加人において、和解交渉の過程の中で、明確な根拠なく、今後の交渉を円滑に進める目的で、将来の何らかの合意の成立を期待して振込送金されたものにすぎないといえ、法律上の原因を欠くものであったといわざるを得ない。そうすると、原告が本件振込金を取得する権限(収入すべき権利)が、平成29年12月期において、確定的に発生していたとは認められない。

税務署長は、原告の更正請求に対し、更正をすべきであったものである。

〈検索方法〉[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2753

(税法データベース編集室：大高 由美子)

**TAINSメールニュース No.742 2025.10.09**

**証券会社の源泉徴収は違法！～外国法人の分割型分割に係るみなし配当～**

(令07-07-28 東京地裁 一部認容・確定 Z999-5517)

原告は、令和4年4月当時、外国証券取引口座においてAT&Tの株式100株を保有していましたが、AT&Tの分割型分割に伴い、WBDの株式24,1917株(本件株式)の割当てを受け、被告(証券会社)を介して本件株式の交付を受けました。被告は、証券総合口座から本件株式に係る源泉徴収等として、本件株式の評価金額7万8383円の全額が課税対象(みなし配当)となることを前提に合計1万5923円を徴収し、納付しました。この事案は、原告が、被告に対して、565円を超える部分は誤徴収であるとして、その返還を求めたものです。東京地裁では、次のとおり判断し、原告の返還請求を認めました。

所得税法25条《配当等とみなす金額》1項の規定は、株式交付が同法24条1項の配当等とみなされ、課税対象と

なるのは、飽くまで本件株式の価額の合計額がAT&Tの資本金等の額のうちその交付の基因となったAT&Tの株式に対応する部分の金額を超えるときであり、かつ、その超える部分に限られる。

本件株式の価額の合計額のうち、AT&Tの資本金等の額のうちその交付の基因となったAT&Tの株式に対応する部分の金額を超える部分の有無及びその額を積極的に認定することは困難であって、被告の主張する諸事情を考慮しても、本件株式の評価額全部がみなし配当額になるとする法的根拠を欠き、これを前提として行われた本件徴収は、原告の自認する565円の部分を除き、適法であるとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

〈検索方法〉[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z999-5517

(税法データベース編集室：依田 孝子)

**TAINSメールニュース No.743 2025.10.16**

**完了部分に応じ交付される概算払補助金は、交付を受けた日の事業年度の益金に！**

(令06-03-15 非公開裁決 一部取消し F0-2-1272)

本件は、固定資産の取得に伴い国の補助金の交付を受けていた請求人の経理処理が問題となった事案です。原処分は、請求人が固定資産の取得価額からその取得に充てた補助金の額を直接減額するなどの経理処理を行っていたため、補助金の額は収益に計上されていないなどとして、令和2年12月18日に概算払いで交付を受けた補助金を、補助金の額が確定した日の属する事業年度である令和4年3月期の益金の額に加算して、法人税等の更正処分等を行いました。

国税不服審判所は、本件補助金は、益金の額には算入されていないとしましたが、益金の額に算入する時期については、次のように判断しています。

本件各補助金の概算払については、補助事業が実際に完

了した部分に応じて交付されるものであり、原則として、払い過ぎにより返還を求めることはないこと、補助事業者は、概算払を希望する場合、概算払請求書のほか添付書類として事業の進捗状況が分かる出来高仕様書、工事写真及び支払金額が分かる書類を添付しなければならないこと、提出された概算払請求書等につき、補助事業終了後に補助金を交付する場合と同様に書類の審査等を行い、不備がなければ概算払をすることとされていることからすれば、交付を受けたときに、本件各補助金の収入すべき権利が確定したと解するのが相当である。

したがって、概算払により交付を受けた本件各補助金の額については、実際に交付を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入される。

〈検索方法〉[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-2-1272

(税法データベース編集室：草間 典子)

**TAINSメールニュース No.744 2025.10.23**

**DCF法を用いた株式評価～事業用現預金等の額の推定方法で納税者勝訴！～**

(令07-05-28 東京地裁 認容・控訴 Z888-2752)

企業グループの親法人である原告は、保有するB社の全発行済株式を、原告の完全子会社であるC社に売却し、その譲渡価格をもって「譲渡に係る対価の額」(法法61の2(1)一)であるとして、法人税の確定申告をしましたが、処分行政庁から譲渡価格は過少であるなどとして、増額更正処分等を受けました。

本件は、B社株式の時価の算定に際し、B社が保有する同社の完全子会社であるD社のDCF法による株式の評価における事業用現預金等の額について争われました。東京地裁は、次のように判断し、処分の全部を取り消しました。

継続企業の評価方法としては、企業が将来生み出すキャッシュ・フローを全て現在価値に割り戻して合計するDCF法が

価値評価の手法として適しており、確かな根拠のある将来キャッシュ・フローが入手できる限りにおいてはDCF法が最も正確に企業価値を推定できる手法である。

Z社(評価報告書を作成)は、D社の保有現預金の月末残高推移を参照する方法により事業用現預金の額を推定した上で、個別具体的な事情を勘案して推定結果を調整し、余剰現預金の額を上方修正したものである。対象企業の過去の現預金残高の推移を分析して必要資金を推定する方法は、事業用現預金の額を推定する方法の一つとされており、Z社による余剰現預金の額の算定が合理的根拠を欠くものであると直ちにいうことはできない。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2752

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

**TAINSメールニュース No.745 2025.10.30**

**修正申告による新たな消費税額は、修正申告書提出年分の必要経費に算入！**

(令07-03-03 公表裁決 棄却 J138-2-02)

本件は、請求人が、消費税等の修正申告により新たに納付すべきこととなった消費税等の額(本件消費税額)を、当該修正申告に係る課税期間と同一年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して所得税等の修正申告書を提出したところ、原処分庁が、当該年分の必要経費には算入されないとして、所得税等の更正処分をした事案です。請求人は、本件消費税額について、債務の確定がなくても必要経費に算入される場合があること及び本件消費税額は、所得税法37条1項が規定する「その年中の総収入金額を得るために直接に要した費用」に該当すると主張しましたが、審判所は、次のように判断して、請求を棄却しました。

本件消費税額は、所得税法37条1項に規定する「その年

における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当すると解されるところ、同項は、必要経費の算入時期について、債務の確定を要求しており、本件消費税額は、消費税等の修正申告書を提出したことにより納付すべきことが具体的に確定したといえ、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき時期は、請求人が消費税等の修正申告書を提出した日の属する年分となる。

請求人は、令和5年12月19日に消費税等の修正申告書を提出したのであるから、本件消費税額を必要経費に算入すべき時期は、修正申告書を提出した日の属する令和5年分となる。したがって、本件消費税額は、本件課税期間と同一年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。

《検索方法》[詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 J138-2-02

(税法データベース編集室：市野瀬 香子)

**税務雑誌目次検索システム**

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



**TAINSメールニュース No.746 2025.11.06**

**更正の期間制限5年を経過した更正処分と重加算税賦課決定処分**

(令05-08-07 非公開裁決 全部取消し F0-5-411)

請求人が、建物等の取得に係る課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するものとして控除対象仕入税額を計算し消費税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、その建物の貸付けは「住宅の貸付け」に該当し非課税取引であり、請求人に「偽りその他不正の行為」があるなどとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、「住宅の貸付け」に該当せず、「偽りその他不正の行為」はないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、各賃貸借契約において各建物が本件管理会社の再転貸先により居住の用に供されることが明らかにされているものであると認められるから、「住宅の貸付け」に該当し、非課税取引となると判断しました。この判断は、同様の事例でも同じような判断で更正処分が認められていました。

しかし、更正処分が、更正の期間制限の5年をわずか2か月経過していたこの事例では、処分庁が、請求人に「偽装行為」や「偽りその他不正の行為」があったとして通則法70条5項1号を適用して、重加算税を賦課しました。

審判所は、各2者間覚書における「居住用及び事業用を問わない」との記載が、各建物の貸付けの実情とは異なっていたとしても、そのことから、請求人が、所得、財産あるいは取引上の名義等に関し、あたかも、それが真実であるかのように装う等、故意に事実をわい曲する行為に及んだと直ちに認めることはできないとし、通則法第68条第1項に規定する「隠蔽し、又は偽装し」に該当する事実があったとは認められないと判断し、処分の全部を取り消しました。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-5-411

(税法データベース編集室：大高 由美子)

**TAINSメールニュース No.747 2025.11.13**

**借名預金の帰属～確定判決は「更正の請求」の要件に該当すると判断！～**

(令05-09-29 非公開裁決 全部取消し F0-3-901)

請求人が、被相続人名義ではない口座(本件各口座)の預金を相続により取得したとして修正申告をした後、その預金に係る預金返還請求訴訟において請求人の請求を棄却する判決(本件判決)がされたことを受けて更正の請求をしたところ、原処分庁が、預金は被相続人に帰属しないとはいえないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしました。

審判所では、次のとおり判断し、通知処分の全部を取り消しました。

本件各口座の預金の原資が被相続人の出捐によるものであると断ずることはできないこと、本件各口座の名義人は被相続人ではなく、また、被相続人と本件各口座の各名義人との関係及び委任内容は不明であることからすれば、相

続の開始時に本件各口座の預金通帳及び届出印が被相続人の自宅に保管されていたことを踏まえても、被相続人が本件各口座につき自己の預金とする意思を有しており、本件各口座の預金が被相続人に帰属していたことが明らかであるとは言いがたい。

そうすると、本件各口座の預金が被相続人に帰属していたとは認められない旨の本件判決における判断が、請求人が専ら相続税の軽減を図る目的で、馴れ合いによって本件判決を得たなど、本件判決が確定判決として有する効力にかかわらず、その実質において客観的、合理的根拠を欠くとはいえない。

したがって、本件判決は、通則法23条2項1号に規定する「判決」に該当し、また、更正の請求は、同法2項1号又は1項1号に規定する要件に該当する。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-3-901

(税法データベース編集室：依田 孝子)

**TAINS 閲覧者数ランキング**

集計期間:2025年12月07日～2026年01月05日

1

東京地方裁判所令和4年(行ウ)第〇〇号更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求事件(棄却)(控訴)国側当事者・国(杉並税務署長)令和6年11月28日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】【債務控除/「確実に認められる」債務/和解により相続開始後に免除された借入債務】 Z888-2757

2

東京地方裁判所令和4年(行ウ)第〇〇号相続税更正処分取消請求事件(棄却)(控訴)国側当事者・国(藤沢税務署長)令和6年5月23日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】【代償財産の価額/基本通達11の2-10(2)の適用方法/法定相続分による分割】 Z888-2831

3

大阪高等裁判所令和6年(行コ)第〇〇号所得税更正処分取消等請求控訴事件(控訴人国)(控訴人敗訴部分取消し・被控訴人の請求棄却)(被控訴人上告)国側当事者・国(東住吉税務署長)令和7年4月25日判決【情報公開法第9条第1項による開示情報】【行為計算否認/同族会社との不動産賃貸借契約における経済的合理性/転貸方式】 Z888-2774

**TAINSメールニュース No.748 2025.11.20**

**貸倒損失～取引先との関係が法基通9-6-3「継続的な取引」と認められず～**

(令06-08-26 非公開裁決 棄却 F0-2-1330)

本件は、建築工事業を営む請求人が、工事が完了した令和2年1月から約2年3か月経過しても売掛金が回収できなかったため、令和4年4月30日付で、法人税基本通達9-6-3(本件通達)を適用し、その売掛金から備忘価額として1円を控除し、また、仮受消費税等を控除した残額を貸倒損失として損金の額に算入して法人税等の確定申告を行ったところ、原処分庁から本件貸倒損失は損金の額に算入されないなどとして法人税等の更正処分等を受けた事案です。

国税不服審判所は、請求人と取引先との間で行われた工事は、本件通達に定める「継続的な取引」とは認められないとして、請求を棄却しています。

請求人と取引先の間には、建築工事業の必要性が継続的にあることを前提とした基本契約書等のやり取り等はなく、

請求人が取引先から工事を継続的に請け負う関係にあったということではできず、工事業の必要性が生じた都度、工事業の受発注と代金の請求を行っていたとみるのが自然である。したがって、請求人と取引先の間で行われた工事は、本件通達に定める「継続的な取引」とは認められない。

本件取引先は、店舗の焼損後も本店所在地を移転して営業を継続している上、建物の一部を賃貸して賃料収入を得ており、資産状況、支払能力等が悪化したとまでは認め難い。売掛金の取立てのために要する旅費その他の費用が、売掛金の金額を超えるとは考えられず、本件売掛金には本件通達の定めは適用されないから、貸倒損失は令和4年4月期の損金の額に算入されない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 F0-2-1330

(税法データベース編集室：草間 典子)

**TAINSメールニュース No.749 2025.11.27**

**賃貸料の収受を目的とする入会権～「収益の帰属」で納税者逆転勝訴！～**

(令07-05-29 東京高裁 原判決取消し確定 Z888-2787)

一般社団法人である控訴人は、陸上自衛隊B演習場等の土地の所有名義人であり、これを国に貸し付け、国からの賃貸料を、使用収益権者とされている会員に分配するとともに、そのうちの3%を控除して取得していました。処分行政庁は、賃貸料が控訴人の収益に当たり、分配金(本件金員)の支払が法人税法37条の寄附金に当たるなどとして、法人税等の各更正処分等を行いました。原審(Z273-13886)が控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴しました。東京高裁は、賃貸料の収受を目的とする入会権の存在を認めた上で、収益の帰属について次のように判断し、原判決を取り消しました。

国との間で毎年取り交わされる賃貸借契約も、当初は、控訴人が各土地の地権者を代理して締結していたものであ

り、その後、控訴人が賃貸人とされたのは、各土地の所有者であることを踏まえた手続上の理由によるものにすぎない。そうすると、控訴人は、本件各賃貸料収入に係る収益を法的に支配しているとはいえず、各賃貸借契約も、実質的には国と地権者との間において締結されたものであって、控訴人は、各賃貸借契約における単なる名義人にすぎず、各賃貸料収入のうち地権者に支払われた本件金員に対応する部分の収益を享受していない。

したがって、本件各賃貸料収入のうち本件金員に対応する部分を控訴人の収益として法人税法22条1項所定の「益金の額」に算入することはできない。

《検索方法》 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2787

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて **税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています**

**全税共の主な事業ご紹介**

**VIP大型総合保障制度**

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 5つの補償(物損害・工事物・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます
- 個人賠償責任補償保険 日常生活における賠償事故を幅広く補償します
- 取引信用保険シンプルプラン 売掛金の貸倒れリスクを補償します

**全税共年金**

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は毎月1万円から

**事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談  
健康相談・セカンドオピニオン手配サービス ホームセキュリティ  
みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金)ほか**

**全国税理士共栄会**

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F  
TEL 03(5740)8331 FAX 03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>



TAINSメールニュース No.750 2025.12.04

サブリース前提の不動産賃貸借契約／行為計算を否認（高裁で逆転）

(令07-04-25 大阪高裁 国敗訴部分取消し 上告 Z888-2774)  
納税者(被控訴人)は、同族会社A社にサブリースを前提として多数の不動産を一括賃貸したところ、処分行政庁から、A社への賃貸料が著しく低額で経済的合理性がないとして不動産所得に関し所得税法157条1項を適用した更正処分を受けました。原審(Z888-2668)は、本件賃貸借契約は経済的合理性を欠くものではないとして、行為計算否認を取り消しましたが、大阪高裁は、次のように判示して、国側の敗訴部分を取り消し、納税者の請求を棄却しました。

納税者は、本件賃貸借契約とは別に、第三者(A社以外の不動産管理会社)とマスターリース契約を締結していたことが認められる(重複契約)。しかし、賃貸料の受領口座は、A社名義預金口座であった。このような実態は、一般的

な転貸方式の実態とは大きく異なるものであり、納税者及びA社が一括サブリースを内容とする賃貸借契約を締結したことは、実態とはかい離した形式を作出したものである。したがって、本件賃貸借契約は、経済的合理性を欠くものというべきである。

形式的にはサブリース(転貸方式)が採られている場合であっても、適正な管理料割合に基づいて算定した管理料相当額を転貸料収入から控除して適正な賃貸料を算定することが可能である。比準同業者に係る適正管理料割合に基づく適正賃貸料に対し本件賃貸借契約の約定賃貸料は著しく低額であり、これを容認すると、納税者の所得税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2774

(税法データベース編集室：市野瀬 啓子)

TAINSメールニュース No.751 2025.12.11

和解により相続開始後に免除された借入債務は債務控除できない

(令06-11-28 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2757)  
亡戊の財産を相続した原告らが、債務控除について更正の請求をしたところ、借入債務は相続開始後に免除されるから相続税法14条1項にいう「確実と認められるもの」に該当しないこと、免除益に係る所得税等は「公租公課」に該当しないことを理由に、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた事案です。

裁判所は、次のとおり、それぞれの債務控除は認められないと判断しました。

存在が確実な債務であっても、その性質上、相続人が履行するとは限らず、必ずしも相続人ないし相続財産の負担とはならないものは、原則として、控除すべき債務の対象から除かれなければならない。

亡己(亡戊の父)がA銀行から16億円を借り入れたうちの残高9億7370万円の支払義務(本件債務)は、和解の債務免除条項により、期限の利益を喪失することなく支払条件(6億2630万円の支払に係る停止条件)に従って分割金の支払がなされた時には免除されるものであった。そして、相続の開始時においては、分割金の残額が合計100万円であったから、相続開始当時の原告らの財産状況によれば、残額の支払義務の履行は容易であったと認められる。

被相続人の死亡後に発生した、相続人に課せられる債務免除益に係る所得税等は、債務控除の対象となる「公租公課」に該当しないのであり、これを原告らの相続税から控除することはできない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2757

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税理士顧問料等の集金は**報酬自動支払制度**にお任せください。

報酬自動支払制度は  
**インボイス制度対応**  
**ネット受付口座振替サービス**  
**開始!**

【ネット口座振替サービスについて】  
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。  
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型	売上管理型
少ない件数からの利用をお考えの先生	請求・集金に関する業務負担軽減をお考えの先生
基本料(振込手数料含む) <b>無料</b> 口座振替請求手数料 <b>335円/件</b>	基本料(振込手数料含む) <b>1,800円/月</b> 口座振替請求手数料 <b>240円/件</b> <small>5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。</small>

※表示金額は消費税を含みません。

関与先様の集金は**My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

資料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**

報酬自動支払制度のお問い合わせは **0120-155-551**

詳しい制度内容は、ホームページから! **報酬自動支払制度** 検索

東京税理士協同組合  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1  
東京税理士協同組合会館 〒151-0051  
<https://www.tozeikyo.or.jp>

東京税理士協同組合 株式会社 **日税ビジネスサービス**  
事務代行社 資料請求はこちらから



**TAINSメールニュース No.753 2025.12.18**

**代償財産の価額～相続税の負担割合と遺産分割の割合とが異なるのは当然～**

(令06-05-23 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2831)

原告(母である亡丙の権利義務を承継)は、亡乙(祖父、平成17年死亡)の遺産分割調停の成立により、亡乙の他の相続人(丁ら、戊)から代償財産を受け取ることとなり、丁ら及び戊が更正の請求をしたことに伴い、増額の更正処分を受けました。本訴では、原告は、相続人間の合意による遺産分割の割合(25%)がある場合には同割合をもって相続税の負担割合とするべきであるから、代償財産の価額について定めた相続税法基本通達11の2-10(2)(本件通達を適用するのは相当ではない)などと主張して、更正処分の取消しを求めました。

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。なお、この判断は東京高裁(Z888-2756)でも維持されています。

代償分割の時と相続開始の時の代償財産の価額とが異なる

場合は、代償財産の価額を相続開始の時の時価に修正する必要がある(相法22)。修正するための算定方法を定めた本件通達等は、相応の合理性がある。

本件調停成立により丁ら、戊及び亡丙相続人らが取得した財産及び債務等の相続時の時価を前提とすると、亡丙の課税価格が相続税の課税価格に占める割合は約30%となり、遺産分割協議において亡丙が取得した相続財産が亡乙の遺産全体に占める割合25%を超えることとなる。これは、遺産分割制度と相続税制に係る法の規定が相違することから当然に予定された帰結であるから、これらの割合が異なることをもって、更正処分の違法性を根拠付ける事情とはならない。

〈検索方法〉 [詳細検索>TAINSキーワードにて検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2831

(税法データベース編集室：依田 孝子)

**TAINSメールニュース No.754 2025.12.25**

**青果卸売業者が委託販売時に取引先に対し負担していた集荷対策費は寄附金に！**

(令07-05-16 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2786)

原告(卸売業者)は、委託を受けて市場で青果物を仲卸業者らに販売していましたが、生産者から青果物の販売委託を受けていた取引先に対し、集荷対策費と称する金銭を支払っていたところ、課税庁から本件集荷対策費は寄附金の額に該当するとして、法人税等の更正処分等を受けた事案です。原告は、本来は取引先に対し、仲卸業者らに販売した価格(実販売価格)から実販売手数料を控除した金額を支払うべきところ、実販売価格より高額な価格(増仕切価格)から増仕切販売手数料を控除した金額を支払っていました。この集荷対策費は、増仕切価格と実販売価格との差額から、増仕切販売手数料と実販売手数料との差額を控除した金額のことです。東京地裁は、下記判断をして、原告の請求を棄却しています。

本件集荷対策費は、増仕切価格という実販売価格と異なる架空の販売価格で販売したことを前提に、取引先に対して支払われるものであり、受託約款や取引先との間で締結した契約にも明示されていないものであった。本件集荷対策費の負担の要否及びその額の判断は、飽くまでも原告らに委ねられ、取引先は、原告らがどの取引でどの程度の集荷対策費を支払っているかを具体的に認識していなかったと認められ、本件集荷対策費は、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転するものである。集荷対策費は寄附金の額に該当すると認められる。

(編集員からひとこと)

同様に増仕切価格を使用していた大阪の事案(Z888-2772)もあります。

【TAINSキーワード】 Z888-2786

(税法データベース編集室：草間 典子)



税務に関する専門家としてのリスク対応を万全に  
**税理士職業賠償責任保険**  
 (株)日税連保険サービス  
 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階  
 電話 0120-320-912 <https://zeirishi-hoken.co.jp>



## 1 税法データベース収録情報一覧 2025.12.25現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,449	3,507	1,649	396	837	410	890	14,138
裁 決	2,495	1,809	1,367	578	258	50	1	6,558
通 達	3,636	4,690	2,205	754	22	0	239	11,546
相談事例	2,040	4,527	3,220	2,487	127	2	409	12,812
その他文書	0	0	0	0	0	737	188	825
行政文書	87	210	1	25	10	0	2,353	2,686
計	14,707	14,743	8,442	4,240	1,254	1,199	4,080	48,665

・裁決には、非公開裁決4,170件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,847件です。

## 2 収録期間 2025.12.31現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和7年9月12日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和7年5月30日まで
その他		判決・裁決 令和7年7月28日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

## 3 日税連税法データベース会員数一覧

2025.12.31現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,446	84
東 京 地 方	677	11
千 葉 県	252	4
関 東 信 越	604	17
近 畿	1,297	14
北 海 道	231	2
東 北	344	8
名 古 屋	486	11
東 海	408	9
北 陸	201	7
中 国	340	10
四 国	183	2
九 州 北 部	342	9
南 九 州	277	7
沖 縄	74	0
小 計	8,162	195
そ の 他	256	
合 計	8,613	

### TAINS 研修会のお知らせ

#### 北陸税理士会

日 時：令和8年4月2日（水）

14：30～17：00

会 場：北陸税理士会所属会員事務所へライブ配信

講 師：木山 泰嗣 氏

テーマ：「判例の読み方」

研修会のお知らせは決定次第、TAINS ホームページの「お知らせ」にてご案内いたします。



### TAINS 2026年 新年号

■発行日／2026年1月15日（VOL.32 通巻第245号）

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／北島 則行

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

■HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら  
税理士の最強ツール  
タインズが

6ヶ月  
無料  
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申請をした方  
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の  
必携ツールが!!

ライバルに  
差をつける。

判例・裁決を読んで  
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINS の会費及び利用料金が 6 か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費  
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 (不課税)+利用料 1,018 円 (税込))  
お得な年払いもごさいます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから  
[www.tains.org](http://www.tains.org)



STEP 1 TAINS ホームページ上部の  
入会申し込みボタンから申し込み  
[www.tains.org](http://www.tains.org)

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



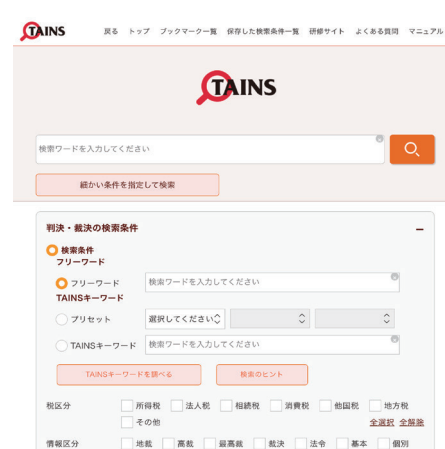
税理士がつくる、  
税理士のためのデータベース  
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。  
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。  
研修動画もご覧になれます。



# より使いやすく、サービスも充実して TAINS はパワーアップしました!!



TAINS（税理士情報ネットワークシステム）は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。  
**TAINS は今回のリニューアルでさらに使いやすく進化しました。**新しくなった検索画面で、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひ TAINS にアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**

### リニューアルして、使いやすい検索機能 便利な横断検索もできます

TAINS で検索を行うと国税庁・国税不服審判所のホームページと、関連する税務雑誌目次・他社データベース内の情報も同時に検索！効率的に情報収集が可能です。

### オンデマンド研修が無料で受講できる 30分研修動画で旬の判例・裁決を解説

受講時間が30分以内となっており、通勤時間等のスキマ時間を利用して受講・登録ができます。

### TAINS だけで見られる 行政文書や非公開裁決を掲載

情報公開法による開示情報として取得した課税庁の内部資料や税理士会会員相談室への相談事例などの実務に役立つ情報に素早くアクセスできます。

### TAINS なら、日本法令の Japplic 書式集が利用できます

日本法令の Japplic 書式集が使い放題！株主総会議事録や、各種契約書・内容証明のひな形など、日本法令が提供する業務に役立つ書式集も使い放題です。

# 「タインズ」で検索、ホームページから是非ご入会下さい。

## ■ TAINS 会員だけの研修サイト



30分研修動画では実務に役立つ判例・裁決を解説。もちろん、研修時間に算入されます。ぜひ、ご利用下さい。

## ■ 税理士法人にも対応

個人会員	法人会員
税理士個人の方はこちら。	税理士法人でライセンス以上ご利用の方はこちら。
月払い 2,018円(税込)	月払い 4,037円～(税込)
年払い 22,186円(税込) 月払いよりも年額2,000円お得です	年払い 44,372円～(税込) 月払いよりも年額約4,000円お得です

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

## ■ お得な年会費制度

24,216円 (月払いの場合) → 22,186円 (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

## 申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

[www.tains.org](http://www.tains.org)



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

## 入会 申 込 書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士(法人)登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名	<input type="text"/>		
メールアドレス <sup>※1</sup>			
会費等支払方法 <sup>※2</sup> どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 <sup>※3</sup> どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。  
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。  
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。  
 ※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。  
 ※入会月は無料です。  
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。  
 ※消費税の会計処理は次の通りです。個人会員・月払い〔会費 1,000 円(不課税)、利用料 926 円(税別)〕/個人会員・年払い〔会費 12,000 円(不課税)、利用料 9,260 円(税別)〕/法人会員・月払い〔会費 2,000 円(不課税)、利用料 1,852 円(税別)〕/法人会員・年払い〔会費 24,000 円(不課税)、利用料 18,520 円(税別)〕



一般社団法人  
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F  
<https://www.tains.org>  
 Mail:info@tains.or.jp



# いつの時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会は

昭和 28 年に西日本を襲った大水害から

仲間を助けるべく立ち上がった

当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

弊会ご案内の各制度にご加入の皆様

ご負担いただいている制度運営費によって支えられ、

近年の災害時にも役立てられています。

税理士の、税理士による、  
税理士のための相互扶助団体、  
それが「日本税理士共済会」です。

下記制度へのご加入を賜りますよう、  
心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長

須藤 寿 (北海道税理士会 会長)



税理士  
団体保障

団体介護保障

個人年金

にちせいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は公益財団法人  
日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています